

平成29年9月11日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成29年9月11日（月）  
午後4時00分から午後5時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：なし

5、議事日程

- 第1 議第23号 議事録署名委員の指名に関する件  
第2 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】  
第3 報告第9号 農地法第18条の規定による小作解約に関する件（合意解約）  
第4 議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件  
第5 議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件  
第6 議題26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】  
第7 議第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 今 村 太 一

事務局長 皆さん、こんにちは。  
ただいまから平成29年度第6回阿蘇郡高森町農業委員会を開会  
します。  
本日は、高森町農業委員会委員14名全員の方が出席しています。  
高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えてい  
ますので、本日の総会が成立することを御報告します。  
また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされていま  
すので、議事の進行をよろしくお願ひします。  
まず、会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。  
それで、本日の議事に入ります。よろしくお願ひします。  
「議第23号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署  
名委員に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長  
(複数委員) 議事録署名者です。いかがいたしましょうか。  
議長に一任。

議長 それでは、10番、下田委員、11番、城井委員、よろしくお願ひ  
します。  
「報告第8号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 相続の報告議案です。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について。  
報告する案件は2件です。  
番号1、5ページのとおり。資料は、2ページ。  
番号2、5ページのとおり。資料は、3ページ。

議長 報告第8号、番号1、2について、質問等ありませんか。  
10番委員 1番も2番も町外の方に相続されているが、相続後の管理はどう  
なるのか。

事務局 この後の議案に出てきますが、3条の売買で高森在住の方が管理  
されます。その時に説明します。

議長 その他ありませんか。  
(複数委員) なし。

議長 では、報告第8号については報告のとおりとします。  
「報告第9号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約に関する件。【合意解約】

別紙のとおり本委員会に報告する。  
平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。  
議 長 事務局より、報告をお願いします。  
事務局 報告第9号、農地法第18条審議資料について。  
番号1、7ページから13ページ。全32筆。資料は、5ページ  
から7ページ。

11番委員 夫婦での契約と思うが、年金関係か。  
議 長 はい。  
(複数委員) 報告第9号、ほかに御質問ありませんか。  
議 長 異議なし。  
(複数委員) 報告第9号は報告のとおりとします。  
議 長 異議なし。  
事務局 「議第24号」  
農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。  
議 長 議第24号は、2番岡本委員の関係です。退席をお願いします。  
事務局 議第24号、番号1について、事務局より説明をお願いします。  
番号1について、15ページのとおり。資料は、9ページ、10  
ページ。  
番号2、15ページのとおり。資料は、11ページと12ペー  
ジ。

議 長 議第24号の番号1、2は新規就農支援資金の関係で、親子間での  
貸借です。  
番号1、2について、御質問等ありませんか。  
(複数委員) 異議なし。  
議 長 議第24号番号1、2について、承認してよいか。  
(複数委員) 異議なし。  
議 長 番号1、2、承認します。  
6番委員 議第24号番号3、担当6番三森委員より説明をお願いします。  
議第24号、農地法第3条審議資料。  
1、16ページをご覧ください。補足資料は13ページ。  
議 長 この案件は、報告第8号で質問があった、高森町外の方に相続され  
た土地の管理についてですが、売買ということになります。  
番号3について、ほかに質問等ありませんか。  
(複数委員) 異議なし。  
議 長 番号3について、承認してよいか。  
(複数委員) 異議なし。

- 議 長 議第24号、番号3について承認します。
- 11番委員 議第24号、番号4、11番城井委員より説明をお願いします。  
議第24号、農地法第3条審議資料。  
17ページをご覧ください。補足資料は、15ページと16ページ。以上です。
- 議 長 議第24号、番号4について、質問等ありませんか。  
(複数委員) 異議なし。
- 議 長 この案件も、高森町外から高森在住の方への所有権移転です、質問ありませんか。  
(複数委員) 異議なし。
- 議 長 議第24号、番号4について、承認してよいか。  
(複数委員) 異議なし。
- 議 長 番号4について、承認します。
- 事務局 「議第25号」  
農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
- 議 長 議第25号、番号1は、8番、松尾委員の案件です、退席をお願いします。  
議第25号は、事務局より説明をいたします。
- 事務局 農用法第4条審議資料。  
番号1、19ページのとおり。資料は、18ページ、19ページ。
- 議 長 案件は、国が進めている事業により、牛舎を新設・増設という形になります。次男が畜産を後継するということで、今の牛舎施設に隣接して、新規に牛舎を造る計画になっています。質問等ありませんか。  
(複数委員) 異議なし。
- 議 長 では、議第25号、番号1について、承認してよいか。  
(複数委員) 異議なし。
- 議 長 番号1について、承認してよいか。
- 事務局 「議第26号」  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
- 議 長 議第26号について、中間管理事業です。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第26号、農地利用集積計画審議資料。

21ページから27ページのとおり。

報告第9号で合意解約した土地です。資料は、21ページから25ページ。

議長 この案件は、次の議題に続きますが、農業公社中間管理機構に貸出しその後、借手へ貸付ける手続きです、議第26号について、質問等ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 議第26号番号1は、承認します。

「議第27号」

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画(案)の承認に関する件【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成29年9月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 中間管理機構の利用配分計画です。事務局より説明をお願いします。

事務局 利用配分計画、29ページから31ページ。資料は、21ページから27ページ。

内容は、旦那さんが中間管理公社に貸し付けて、公社が奥様に貸し付ける内容となっています。

11番委員 仲介役として公社を通した形か。

議長 公的機関を仲介役として通した。

議第27号について、質問等ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 議第27号について、承認してよいか。

(複数委員) 異議なし。

議長 議第27号、承認します。

それでは、これで議事の進行を終わらせていただきます。

以下余白